

【アメリカ】2022年11月州民投票結果の概要

専門調査員 海外立法情報調査室主任 ローラー ミカ

* 中間選挙が実施された2022年11月8日には各州で種々の案件について州民投票も行われた。可決されたものを中心に主な結果を紹介する。

1 選挙・州議会関連

①選挙：ネバダ州では州憲法を改正し、連邦議会、州知事、州議会選挙等に優先順位付投票制を導入する州民発案¹が可決された。この結果、2024年に再度行われる州民投票において再び可決された場合（同州では憲法改正を求める州民発案については2回の連続した可決が必要とされる。）、党派別の予備選挙が廃止され、単一の予備選挙を実施し、その上位5名について当選させたい順位を付けて本選挙で投票する制度が導入されることになる。また、オハイオ州では州・地方選挙において米国市民以外の者の投票を禁ずることを明記する州憲法改正案が可決された。ネブラスカ州では投票者に写真付身分証を要求する州憲法改正の州民発案が可決され、一方、アリゾナ州では投票者の本人確認厳格化を図る法律案が否決された。

②州議会：アイダホ州では従来知事にのみ認められてきた特別会の招集について、上下各院議員の60%以上の書面での要求に基づく上下院議長による招集を新たに導入する、州憲法改正案が可決された。ジョージア州では州議会議員、知事等が重罪で起訴された場合報酬の支払を停止することを規定する州憲法改正案が可決された。オレゴン州では正当な理由なく本会議を10日以上欠席した議員から、次回選挙後の任期で上下院議員となる資格を剥奪する州憲法改正の州民発案が可決された。

2 刑事司法関連

①嗜好（しこう）用マリファナ合法化等：マリファナ（大麻）の栽培、頒布、所持は、連邦の規制物質法（21 U.S.C. 801 et. seq.）の下で、承認された研究目的の場合を除き違法とされる。しかし、マリファナを「合法化」する州が増加している²。今回の州民投票ではメリーランド州、ミズーリ州（州民発案）で嗜好用マリファナの合法化に係る憲法改正案が可決され、アーカンソー州（州憲法改正の州民発案）、ノースダコタ州（州民発案）、サウスダコタ州（州民発案）では合法化案が否決された。一方、2012年に州民投票により嗜好用マリファナを合法化したコロラド州では、一定の幻覚性植物成分（幻覚性キノコに含まれるサイロシビンなど）を生薬と

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月5日である。

¹ 州民が憲法改正・法律制定を発案し、州民投票に付されるもの（citizen initiatives）。一方、州議会が発議し、州民投票に付されるものもある（legislative referrals。本稿で州民発案と明記しないものは後者である）。今回前者は、12州で28件（加えてワシントンD.C.で住民発案1件）、後者は35州で104件あったとされる。“Voters to Decide On 133 Ballot Measures This November, Media Alert,” October 24, 2022. NCSL Website <<https://www.ncsl.org/press-room/voters-to-decide-on-133-ballot-measures-this-november.aspx>> 本稿執筆に際しては、上記NCSLウェブサイト、各州ウェブサイト、各種報道記事のほか次のウェブサイトを参照した。“2022 ballot measure election results.” Ballotpedia Website <https://ballotpedia.org/2022_ballot_measure_election_results>

² 医療用については大半の州が、嗜好用については2022年4月現在18州が「合法化」している。連邦法の下で違法であることには変わりはないが、現状では連邦政府の法執行の焦点は密売を行う犯罪組織などに置かれているとされる。Lisa N. Sacco, “The Evolution of Marijuana as a Controlled Substance and the Federal-State Policy Gap,” *CRS Report*, R44782, April 7, 2022, pp.4, 10-13, 22-23.

して非犯罪化する州民発案が可決された。

②**銃規制**：アイオワ州では銃器の所持・携行を憲法上の権利とする州憲法改正案が可決された。一方、オレゴン州では銃器購入に地元警察の許可書を必要とする等、規制強化を図る州民発案が可決された。

③**奴隷制の除外規定**：アラバマ州、ルイジアナ州、オレゴン州、テネシー州、バーモント州では各州憲法中の、処罰としての奴隷制・隷属状態を認めている文言を削除する案について州民投票が実施され、ルイジアナ州を除く4つの州で可決された。

3 環境関連

ニューヨーク州では州の自然資源を保護、強化、回復し、気候変動の影響を軽減する環境改善プロジェクトに資金を提供するため42億ドルの州債発行を認める案が可決された。一方、カリフォルニア州では排ガスゼロ車の普及と山火事対策の資金とするため、200万ドルを超える個人所得に1.75%の追加課税を行う州民発案が付されたが、否決された。

4 教育関連

①**学校給食無償化**：コロラド州では高所得者（連邦課税所得30万ドル以上の者）に対し、州所得税控除額を制限することで増加する税金により、学校給食無償化を実現し、学校給食のための地元食材購入に補助金を提供する法律案が可決された。

②**教育財政**：カリフォルニア州では学校での芸術・音楽教育の資金とするため、前年度の学区歳入の1%に当たる額を毎年度州の一般財源から支出することを義務付ける州民発案が可決された。また、アイダホ州では売上税収から学校教育に毎年4億ドル余を割り当てる法律に関する、拘束力のない提議（advisory question）、マサチューセッツ州では教育と輸送部門の資金とするため100万ドルを超える所得に4%の追加課税を行う憲法改正案、ニューメキシコ州では高等教育、特別支援学校等の資金とするため2億ドル余の州債発行を行う法律案が、いずれも可決された。

5 保健・労働関連

①**人工妊娠中絶**：人工妊娠中絶に関する州民投票は今回特に大きな注目を集めた（本誌 p.9 参照）。カリフォルニア州、ミシガン州（州民発案）、バーモント州で人工妊娠中絶の権利を含む生殖に関する（Reproductive）自由を各州憲法上の権利として明記する案が可決された。一方、ケンタッキー州では人工妊娠中絶の権利がないことを憲法上明記する案が否決された。また、モンタナ州では、人工妊娠中絶に伴うものを含む、生きて産まれた子（born-alive infant）への医療提供義務を課し、違反した場合重罪の対象とする法律案が否決された。

②**最低賃金**：ネブラスカ州では2026年までに最低賃金を現行9ドルから15ドルに引き上げる州民発案が可決された。ネバダ州では2024年までに医療保険適用の有無による区別を廃止し、最低賃金を一律12ドルに引き上げる一方、物価調整規定を削除する州憲法改正案が可決された。また、ワシントンD.C.では2027年までにチップ制労働者に係る最低賃金（現行5.05ドル）を一般の最低賃金と同一にする住民発案が可決された。